

理事長特別小委員会規程

本規程は幹事会にて起案・審議の後、理事会の承認を持って制定する。また、改訂に際しては、幹事会による起案・審議の後、理事会の承認を持って改訂する。

制定：平成 24 年 11 月 1 日

改定：

- (1) 理事長特別小委員会は理事長が委員長を指名又は会員の自薦により理事長がこれを認めた場合に設置し、その管理は理事長が行う。
- (2) 理事長特別小委員会は臨床トンネル工学の分野における個々の課題（技術分野や地域、個別の工事など）を研究対象とする。
- (3) 委員長は理事長特別小委員会活動計画書（別紙）を理事長に提出し、承認を受ける。
- (4) 理事長特別小委員会は委員長 1 名および委員数名で構成する。
- (5) 理事長特別小委員会の委員は、理事長もしくは委員長が個人会員から選任する。
- (6) 委員長、委員に対する委嘱状は理事長が必要と認めた場合に発行する。
- (7) 理事長特別小委員会の活動期間は 6 ヶ月程度とする。
- (8) 理事長特別小委員会は活動期間満了時に報告書を作成し、臨床トンネル工学研究所の正会員及び賛助会員に公開する。ただし、課題によっては理事長が公開内容を限定、もしくは非公開を指示する場合がある。
- (9) 理事長特別小委員会の活動の過程で研究成果もしくはその一部が技術雑誌、学会論文集等への投稿が可能と考えられる場合は、理事長の承諾を得て投稿（一般公開）できる。このとき、筆頭著者は当該研究の中心的役割を果たした委員とし、連名者は貢献度に応じて委員長が適切に選定する。また、謝辞に本研究所活動の成果であることを明記する。
- (1 0) 本規程に記載されない事項については、理事長および幹事長の承認をもって運用する。